

(事業主の方へ) **平成29年5月1日から**

三年以内既卒者等採用定着奨励金の要件等を変更します

「特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）」に名称変更

「三年以内既卒者等採用定着奨励金」は、名称変更に加え、①支給要件、②支給上限人数（下表参照）、および③支給額（裏面参照）を変更します。変更後の支給要件等は、平成29年5月1日以降、雇い入れた者から適用されますので、今後、ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

支給要件等の変更

平成29年5月1日以降、対象者を雇い入れる場合

【要点】新卒求人への申込みまたは募集の前の3年度間における求人等の提出状況の要件を撤廃し、既卒者等を新卒枠で初めて雇い入れた事業主が支給対象となります。

	現 行		変更後
	【名称】 三年以内既卒者等採用定着奨励金	→	【名称】 特定求職者雇用開発助成金 （三年以内既卒者等採用定着コース）
①	【支給要件：既卒者等コース】 (1) 既卒者・中退者が応募可能な新卒求人（※1）の申込みまたは募集を行い、当該求人・募集に応募した既卒者・中退者を通常の労働者（※2）として雇用したこと（少なくとも卒業または中退後3年以内の者が応募可であることが必要です） (2) 当該求人の申込みまたは募集の前の3年度間において既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を行っていないこと	→	【支給要件：既卒者等コース】 (1) 変更無し (2) これまで既卒者等を新卒枠で雇い入れたことがないこと
	【支給要件：高校中退者コース】 (1) 高校中退者が応募可能な高卒求人の申込みまたは募集を行い、当該求人・募集に応募した高校中退者を通常の労働者として雇用したこと（少なくとも中退後3年以内の者が応募可であることが必要です） (2) 当該求人の申込みまたは募集の前の3年度間において高校中退者が応募可能な高卒求人の申込みまたは募集を行っていないこと	→	【支給要件：高校中退者コース】 (1) 変更無し (2) これまで高校中退者を高卒枠で雇い入れたことがないこと
②	【支給上限人数】 2名（中小企業以外は1名）	→	【支給上限人数】 1名

※1 新卒求人とは、学校（小学校および幼稚園を除く。）等に在学する者で、卒業もしくは修了することが見込まれる者（学校卒業見込者等）であることを条件とした求人を含みます。

※2 通常の労働者とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く。）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。



事業主が、対象者を雇入れて一定の要件を満たした場合に、企業区分、対象者および定着期間に応じて下表の支給額を支給します。()内は中小企業以外の事業主に対する支給額です。

③

現 行	対象者 (コース名)	1 人 目			2 人 目		
		1 年 定着後	2 年 定着後	3 年 定着後	1 年 定着後	2 年 定着後	3 年 定着後
	既卒者等 コース	50(35)万円※	10万円	10万円	15万円※	10万円	10万円
	高校中退者 コース	60(40)万円※	10万円	10万円	25万円※	10万円	10万円

変更後	対象者 (コース名)	(1 名 の み)		
		1 年 定着後	2 年 定着後	3 年 定着後
	既卒者等 コース	50(35)万円※	10万円	10万円
	高校中退者 コース	60(40)万円※	10万円	10万円

* これまで、中小企業は
2 名まで支給の対象と
なりましたが、変更後
は 1 名のみとなります。
(表面②参照)

※ 若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）の場合は、いずれも**10万円が加算**されます。

本助成金に関する注意事項

■ 関係書類は5年間保存してください

この助成金を受給した事業主は国の会計検査の対象になることがありますのであらかじめご了承ください。また、検査の対象となった場合は、ご協力をお願いします。さらに、検査には関係書類が必要となりますので、関係書類を支給の日が属する年度の翌年度の初日から起算して5年間整理保存してください。

■ 実態と異なる書類等を作成して助成金を受給しようとすることは不正受給に当たります

偽りその他不正な行為によって助成金の支給を受け、または受けようとした場合は、不支給決定または支給決定の取消しが行われます。この場合、すでに支給された助成金については全額を返還していただくとともに、不支給決定または支給決定の取消を受けた日以後3年間は各種助成金の支給を受けることができません。また、特に悪質なものについては、公表する場合や詐欺罪などにより刑罰に処される場合があります。

■ 求人票等に記載の条件と異なる条件で雇い入れる場合、不支給となる場合があります

ハローワーク等の紹介時点または募集時点と異なる労働条件により対象者の雇い入れを行った事業主であって、労働条件に関する不利益または違法行為がある場合、助成金は支給されません。